

第3次奈良市市民参画及び協働 によるまちづくり推進計画（素案） 概要版

第1章 計画の策定について

1. 趣旨

市民、公益活動団体、事業者、地域自治協議会など多様な主体と行政が、お互いを理解し、信頼関係を深め、協働してそれぞれが持っている力を高め合いながら地域の課題解決に取り組み、奈良市をより住みよいまちにすることが本計画の目的である。

2. 経緯

平成18年2月に策定された「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」より始まり、この度、新しく「第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を策定

3. 体系

市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに見直しを行う

4. 期間

- 令和4年度から令和8年度までの5年間
- 第5次総合計画との計画期間を合わせ、より一体的な運用を図る

5. 体制と進行管理

- 協働のまちづくり推進庁内検討委員会が部局間の連絡調整等を担う
- 市民参画及び協働によるまちづくり審議会が推進計画の進行管理を担う

第2章 計画策定の背景

1. 人口減少と市民ニーズの多様化

人口減少、市民ニーズの多様化により行政のみの対応が困難になってきている

2. 地域コミュニティの状況と取組

地域で活動する様々な団体の協力・連携のもと地域コミュニティを再構築していくことが急務である

3. 市民公益活動の取組

地域課題の解決を図るためボランティアインフォメーション及びボランティアセンターが中間支援組織としての役割を果たすことが重要

4. 奈良市の実施計画の状況

平成28年度より、「実施計画」の評価を行政だけでなく、協働相手からも意見と評価をもらい、意見交換や情報共有の機会の増加及びよりわかりやすい評価シートに変更

第3章 計画の推進

1. 基本的な考え方

目的

個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐこと

基本理念

条例第3条に掲げる5つの基本理念

- ①安全安心のまちづくり
- ②教育のまちづくり
- ③福祉のまちづくり
- ④緑あふれる美しいまちづくり
- ⑤個性豊かなまちづくり

基本原則

条例第4条に掲げる3つの基本原則

- ①まちづくりの公共性・公平性の確保、②対等・尊重、③役割分担

協働の原則

「ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」で示した9原則

- ①対等性、②相互理解、③自主性尊重、④自立化、⑤目的共有、⑥相互補完、⑦公開、⑧相互変革、⑨期限設定

2. 基本方針と施策の方向

基本方針1 市民参画及び協働の推進

① 市民が参画しやすい環境づくり

市民参画・協働の推進手法に応じた情報発信、条例・計画等の策定段階で積極的にパブリックコメントやワークショップを実施する等、市民が参画しやすい環境づくりを進める。

② 庁内の協働連携と協働意識の醸成

「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」を活用しながら、庁内の連携を密にして全庁的に協働を推進する。また、研修や講座等により職員と市民共に協働について理解を深め、協働意識の醸成を図る

基本方針2 市民活動の活性化

① 協働型社会に向けた意識づくり

市民のボランティア活動への意識づくりと環境を整備やSNSや動画配信を活用した展開、専門性や特性を持った人を発掘し若年層を中心とした多様な人材を確保。

② 市民公益活動への支援

ボランティアインフォメーションセンターにおいて、中間支援組織としての役割を果たすためスキルの向上。

基本方針3 地域活動の推進

① 地域自治協議会の設立支援及び設立後の活動支援

地域自治協議会設立に取り組む地域に対する設立・活動支援

② 各種団体への補助金の見直し

既存の各種補助金を統合した「一括交付金制度」の構築を推進

③ 庁内連携体制の強化

関係課とのパイプ役となる地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた支援を行う

④ 地域の拠点施設の整備

既存の施設を有効活用し、地域自治協議会の拠点整備を行う